

規定（金銭消費貸借契約約款）

第1条（適用範囲および借入金の受領方法と契約の成立）

- この約定は借主が昭和信用金庫（以下「金融機関」という。）に対して負担する債務の履行について適用するものとします。
- この契約による借主の借入金の受領方法は、表記金融機関（以下「金融機関」という）における借主名義の返済用預金口座への入金の方法によるものとし、金融機関が借主名義の返済用預金口座に入金した時点をもって契約の効力が生じるものとします。

第2条（元利金返済額等の自動支払）

- 借主は、元利金の返済のため、各返済日（返済日が金融機関の休日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ）までに毎回の元利金返済額（半年ごと増額返済併用の場合には増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額、以下同じ）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
- 金融機関は、各返済日に預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から払戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてるものとします。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、金融機関はその一部の返済にあてる取扱いをします。返済が遅延することとなります。
- 第1項による預け入れが各返済日より遅れた場合には、金融機関が元利金返済額と損害金の合計額をもって第2項と同様の取扱いができるものとします。
- 金融機関は、この契約に関して借主の負担となる一切の費用について、返済日にかかわらず第2項と同様に返済用預金口座から払戻しのうえ、これに充当することができるとします。
- 元利金の返済が遅れたときは遅延している元金に対し、年14.00%（1年を365日とした日割計算）の損害金を支払うものとします。

第3条（繰り上げ返済）

- 借主が、この契約による債務を期限前繰り上げで返済できる日は各返済日とし、この場合には金融機関所定の日まで金融機関へ通知するものとします。
- 繰り上げ返済により半年ごと増額返済部分の未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。
- 借主が繰り上げ返済をする場合には、繰り上げ返済日における金融機関所定の手数料を支払うものとします。

第4条（利率の変更）

変動金利の特約がある場合、金融情勢の変化、その他相当の事由があるとき甲が判断した場合には、別紙に記載された変動金利の特約が定められた内容に基づいて利率の変更をすることができるものとします。変動金利の特約がない場合、借入要項記載の利率は変動しないものとします。ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、甲は借入要項記載の利率を一般に行われる程度のものに変更することができます。変更にあたっては、あらかじめ書面により通知するものとします。

第5条（担保）

- 借主または保証人の信用不安、担保価値の減少等この契約による債権の保全を必要とする相当の事由が生じ金融機関が相当期間を定め請求をした場合には、借主は金融機関の承認する担保もしくは担保提供し、または保証人をたて、もしくはこれを追加するものとします。
- 借主は、担保について現状を変更し、または第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により金融機関の承認を得るものとします。金融機関は、その変更等がなされたも担保価値の減少等債権保全に支障を生ずるおそれがある場合には、これを承諾するものとします。
- 借主がこの契約による債務を履行しなかった場合には、金融機関は、法定の手續または一般に相当と認められる方法、時期、価格等により金融機関において担保を取戻すまたは処分するうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を金融機関の指定する順序により債務の弁済に充当できるものとします。取得金がこの契約による債務の弁済に充当した後に、なお債務が残っている場合には借主が直ちに弁済するものとし、取得金と余剰が生じた場合には金融機関はこれを権利者に返還するものとします。
- 借主が金融機関に提供した担保について、事変、災害、輸送途中の事故等やをえない事由によって損害が生じた場合には、金融機関が責任を負わなければならない事由によることを除き、その損害が借主が負担するものとします。

第6条（期限前の全額返済義務）

- 借主がこの契約による債務の返済を遅延し、金融機関から書面により督促しても、次の返済日まで元利金（損害金を含む）を返済しなかったときは、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、契約の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
- 次の各号の場合には、借主は、金融機関からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、契約の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 借主が金融機関と他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - 第5条第1項もしくは第2項または第11条の規定に違反したとき。
 - 借主が支払を停止したとき。
 - 借主が電子交換所または電子債権譲渡機関の取引停止処分を受けたとき。
 - 借主について破産もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。
 - 担保の目的物について差押えまたは競売手続の開始があったとき。
 - 借主が住所変更の届け出を怠るなど借主が責任を負わなければならない事由によって金融機関に借主の所在が不明となったとき。
 - 借主が金融機関に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき金融機関が認めたとき。
- 第2項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が金融機関からの請求を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により請求が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

第7条（反社会的勢力の排除）

- 借主または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等組織まうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 自己、自他もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 借主または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - 暴力的な要求行為。
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - 虚説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて金融機関の信用を毀損し、または金融機関の業務を妨害する行為。
 - その他前各号に準ずる行為。
- 借主または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれにも該当し、もしくは前項各号のいずれにも該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は金融機関から請求があり次第、金融機関に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
なお、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が金融機関からの請求を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により請求が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものと

- します。
- 前項の規定の適用により、借主または保証人に損害が生じた場合にも、金融機関ごみらの請求をしません。また、金融機関に損害が生じたときは、借主または保証人がその責任を負います。

第8条（金融機関からの相殺）

- 金融機関は、この契約による債務のうち各返済日に到来したもの、または第6条によって返済しななければならないこの契約による借主の債務全額と、借主の金融機関に対する預金、定期積金、その他の債権とを、その債権の期限にかんがひをわらず相殺することができます。なお、この相殺をするときは、書面により借主に通知するものとします。
- 金融機関が第1項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金、定期積金、その他の債権の利率・利回りについては、預金、定期積金規定等の定めによります。

第9条（借主からの相殺）

- 借主は、期限の到来している借主の預金、定期積金その他の債権とこの契約による債務とを、その債務の期限が到来であっても相殺することができます。
- 借主が第1項によって相殺する場合には、相殺計算を実行する日は各返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第3条に準ずるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の10日前までに金融機関へ書面より相殺の通知をするものとし、預金、定期積金その他の債権の通帳・通帳は届出の印鑑を押し印して直ちに金融機関に提出するものとします。
- 借主が第1項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は、相殺計算実行の日までとし、預金、定期積金その他の債権の利率・利回りについては、預金、定期積金規定等の定めによります。
- 本条による相殺計算の結果、借主の債権と残余金（1回の元金返済額に満たない増徴金を含む）が生じたときは、借主は、その残余金を返済用預金口座へ入金する方法により返還を受けることとします。

第10条（債務の返済等における順序）

- 金融機関が相殺をする場合に、借主にこの契約による債務の返済にも金融機関に対して直ちに返済しななければならない債務があり、これらの債務全額を消滅させるに足りないときは、金融機関は債権保全上必要と認められる順序により充満し、これを借主に通知するものとします。この場合、借主は、その充満に対して異議を述べないものとします。
- 借主から返済または第9条より相殺をする場合、この契約による債務の返済にも金融機関に対して債務があり、これらの債務全額を消滅させるに足りないときは、借主が充満する順序を指定することができます。なお、借主が充満の順序を指定しなかった場合は、金融機関が適当と認められる順序により充満することができ、借主はその充満に対して異議を述べないものとします。
- 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている債務などにおいて、第2項の借主の指定により金融機関の債権保全上支障が生じるおそれがある場合は、金融機関は主として異議を述べないうえで、相当の期間内に担保・保証の状況等を考慮して、金融機関が指定する順序により充満することができるものとします。この場合、金融機関は借主に充満の順序、結果を通知するものとします。
- 第2項のなお書または第3項によって金融機関が充満する場合には、借主の期限未到来の債務については、その期限が到来したもとして、金融機関はその順序方法を指定することができるものとします。

第11条（代り証書等の提出）

- 事変、災害等金融機関の責任によらない事由によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、金融機関の請求によって代り証書等を提出するものとします。

第12条（印鑑照合）

- 金融機関が、この取引にかかわる諸届その他の書類に使用された印鑑をこの契約書に押印の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取戻ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事由があっても、そのために生じた損害については、金融機関は責任を負わないものとします。

第13条（費用の負担）

- 次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。
 - 借主または保証人に対する権利行使または保全に関する費用。
 - この契約（変更契約を含む）に基づき必要とする手数料、印紙代。

第14条（費用の自動支払）

- 第13条により借主が金融機関に支払う費用のほか、金融機関を通じて、金融機関以外の者に支払う費用については、第2条第2項と同様に、金融機関が返済用預金口座から払戻しのうえ、その支払にあてることができるものとします。

第15条（届出事項の変更、成年後見人等の届出）

- 借主は、氏名、住所、戸籍、電話番号、職業その他の金融機関届出届出た事項に変更があった場合、または、借主について家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始され、もしくは任意後見監督人が選任された場合は、直ちに書面により金融機関に届け出るものとします。
- 借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が金融機関からの通知または送付書類等を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により通知または送付書類が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものとします。

第16条（報告および調査）

- 借主は、金融機関が債権保全上必要と認めて請求をした場合は、金融機関に対して、借主および保証人の信用状態ならび担保の状況について定期的に報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。
- 借主は、借主もしくは保証人の信用状態または担保の状況について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがある場合には、金融機関に対して報告するものとします。

第17条（債権、権利の譲渡）

- 金融機関は、将来この契約による債権および権利を他の金融機関等に譲渡（以下譲渡を含む）することができるものとします。
- 第1項により債権が譲渡された場合、金融機関が譲渡した債権に関し、譲渡人（以下譲渡の受託者を含む）の代理人になることができ、借主は金融機関に対して、従来どおり、契約の返済方法によって毎回の元利金返済額を支払い、金融機関はこれを譲渡人に交付することができるものとします。

第18条（個人情報取扱いに関する同意）

- 借主は、別途定めのある「個人情報の取扱いに関する同意条項」の内容に同意するものとします。

第19条（合意管轄裁判所）

- この契約について紛争が生じた場合には、金融機関本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとします。

第20条（準拠法）

- 借主および金融機関は、この契約書に基づく契約準拠法を日本法とすることに合意するものとします。

以上